

空き家バンク制度（借り手・買い手）

空き家バンク制度とは？

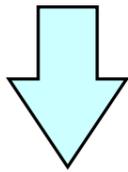
北杜市では、市内の未使用中古住宅の有効活用を通して、地域活性化を図ることを目的として空き家バンク制度を実施しています。

空き家バンクでは、使用していない住宅等の所有者から登録していただいた市内の賃貸・売却できる物件を、利用を希望する方々に情報提供しています。

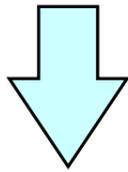


空き家バンク利用の流れ

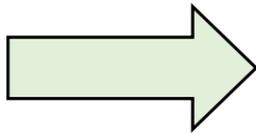
空き家利用希望者(個人) → 市に登録申し込み 利用登録申込書(様式第7号)



市ホームページ上の、空き家バンクサイトから、内覧したい物件がある場合は、企画課ふるさと創生担当に内覧の申し込み 電話又はメールにて申し込み

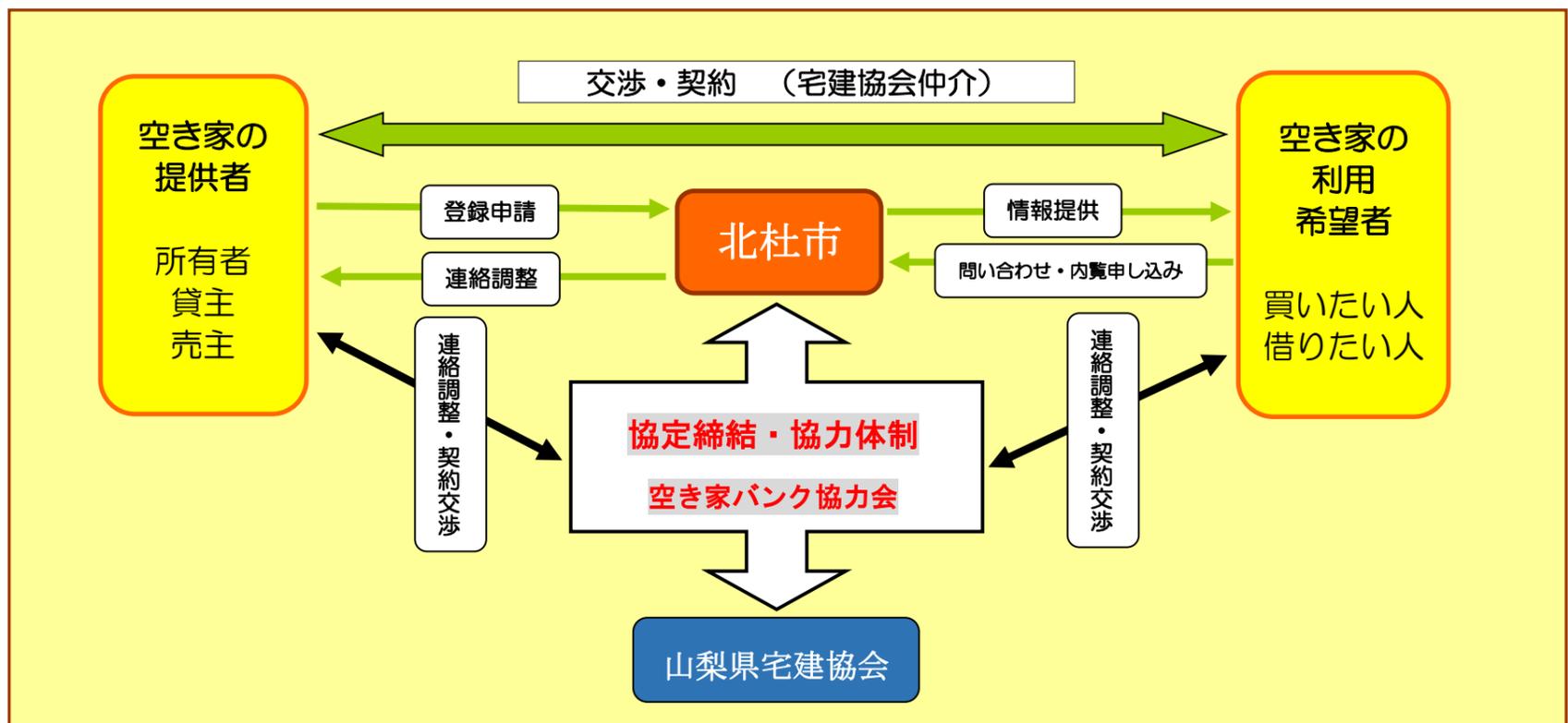


賃貸または売却の交渉



契約手続き終了・入居開始

空き家バンクの仕組み



市では所有者と希望者の間で行われる売買及び賃貸に関する交渉、契約等についての仲介行為は行いません。

【お問い合わせ】
北杜市役所企画部企画課 ふるさと創生担当
TEL 0551-42-1324/FAX 0551-32-3303
Email hokuto.iju@city.hokuto.yamanashi.jp

【北杜市空き家バンクご利用における制約等について】

○北杜市空き家バンク事業は、市内の空き家等の有効活用を通して地域の活性化を図ることを目的としています。

○北杜市空き家バンクに登録されている物件を利用する場合は、事前に利用者登録をしていただく必要があります。

利用者登録をするときは、以下の注意事項（制約）について予めご理解いただく必要があります。

○空き家バンク事業は、一般的な宅地及び建物の賃貸や売却とは異なります。

利用を希望する方には次のような制約がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ① 行政区（自治組織）に加入し、地域行事にご参加いただくとともに、地域の方々とコミュニケーションをとっていただく。
- ② 年間を通して、市内に定住又は定期的に滞在していただく。



貸別荘のような夏季限定での利用や、行政区への未加入、地域行事等への不参加（近所付き合いをしない）などは、空き家バンク事業の趣旨とは異なるため、空き家バンクの物件をご利用いただくことはできません。

【物件の内覧について】

○市ホームページ上の空き家バンクサイトに掲載されている物件で、内覧したい物件がある場合は、企画課ふるさと創生担当にご連絡下さい。

○市の担当者から、内覧を希望する物件の担当不動産業者（空き家バンク協力会）にお客様情報をお伝えします。

○担当不動産から、お客様が指定した携帯電話等に連絡が入りますので、内覧日時の調整をしていただきます。